

国家公務員の 3 つの再就職等規制

企業等の皆様におかれましても、再就職等規制違反の防止に御協力願います。

※ 以下に例示した国家公務員（現役・OB）の言動は、それぞれ再就職等規制違反のおそれがありますので、これらにつながりかねないことは行わないようにしてください。

あっせん!!

1 他の国家公務員・OBの再就職依頼・情報提供等規制



Aさん(国家公務員)を雇ってくれませんか？
(再就職の依頼)

誰かいい人いませんか？

Bさん(国家公務員OB)は現在、無職なんですよ。(再就職できるといいな...) (情報提供)



2 利害関係企業等への求職活動規制

求職活動!



退職はいつ頃ですか？

3月に定年を迎えるけれど、再就職先が決まってい
ないんですよ。(情報提供)
よかったら雇ってくれませんか。(再就職の依頼)



3 元の職場への働きかけ規制

働きかけ!

うちの企業(再就職先)への処分を軽くしてくだ
さい。(処分に関する働きかけ)

まだ公示されていない入札の情報を先に教え
てください。(契約に関する働きかけ)



- ・ 違反認定は、個々の事案ごとに、事実経過全体を踏まえて判断されます。
- ・ 詳しくは、ホームページを御覧いただくか、お電話にてお問い合わせください。



国家公務員の再就職等規制に関する5つの質問

～国家公務員・OBの再就職ルールに御協力ください～

1 これまでに違反認定された事例を教えてください。

これまで認定された事例としては、他の職員の再就職を依頼した行為や情報を提供した行為等があります。違反者には懲戒処分が行われました。

① 他の職員の再就職依頼行為、情報の提供行為（国家公務員法第106条の2）



国家公務員

そちらにぜひ推薦したい退職間近な職員がいます。

その職員の履歴書を送りますので、よろしくお願いします。



営利企業等

② 再就職約束行為（国家公務員法第106条の3）



国家公務員

（再就職することを約束）

（退職前に再就職の誘い）



利害関係企業等

（注）違反認定は、個々の事案ごとに、事実経過全体を踏まえて判断されます。

2 企業等は、国家公務員・OBを雇用することはできないのですか。

再就職等規制は、国家公務員・OBの再就職を全面的に禁止するものではありません。国家公務員・OBが企業等に再就職するに当たり、再就職等規制を遵守すれば、企業等は国家公務員・OBを雇用することができます。

3 国家公務員・OBの紹介を依頼した企業等も規制違反になりますか。

企業等からの依頼自体は規制されていませんが、府省による規制違反を未然に防ぐ観点から、現役の国家公務員に対し、雇用を目的として国家公務員・OBの紹介を依頼しないよう、御協力いただきたいと思います。

4 自衛隊員にも再就職等規制が適用されるのですか。

自衛隊員も同様の再就職等規制が適用されますが、定年が60歳未満の若年定年である隊員や任期制の隊員の離職に際しての再就職の援助を行うことは、従来どおり認められています。詳しくは、ホームページを御覧いただくか、お電話にてお問い合わせください。

5 規制違反を疑う行為を見聞きした場合はどうすればよいですか。

再就職等監視委員会事務局まで情報提供をお願いします（提供先は表面の下欄に記載）。御提供いただいた情報に基づき、当委員会の調査を行います。また、情報提供者が所属組織や調査先などに特定されることのないよう取り扱っておりますので、御安心ください。